

令和6年度 豊中市介護給付適正化事業 ケアプラン点検 研修

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会
研修センター

研修の内容

1. 令和6年度豊中市介護給付適正化事業ケアプラン点検結果について
2. ケアプラン点検を通じて運営基準に関連して留意していただきたいこと
3. 福祉用具をめぐる運営基準等の留意事項

1.令和6年度豊中市介護給付適正化事業ケアプラン点検結果について

令和6年度のケアプラン点検内容

□各事業所1つのケアプランから、全146名分のケアプラン点検（居宅介護支援、介護予防支援）を行いました。

□抽出条件

➤福祉用具貸与を位置付けているプランであって、次の（1）～（3）のうちいずれか1つ以上に該当するプラン

（1）同一の福祉用具を複数貸与されている利用者のプラン

（2）要介護2で車いす、特殊寝台及び特殊寝台付属品、床ずれ防止用具及び体位変換器、移動用リフトのいずれかを貸与されている利用者のプラン

（3）要支援1，2及び要介護1のいずれかで上記（2）の福祉用具を貸与されている利用者のプラン

ケアプラン点検項目

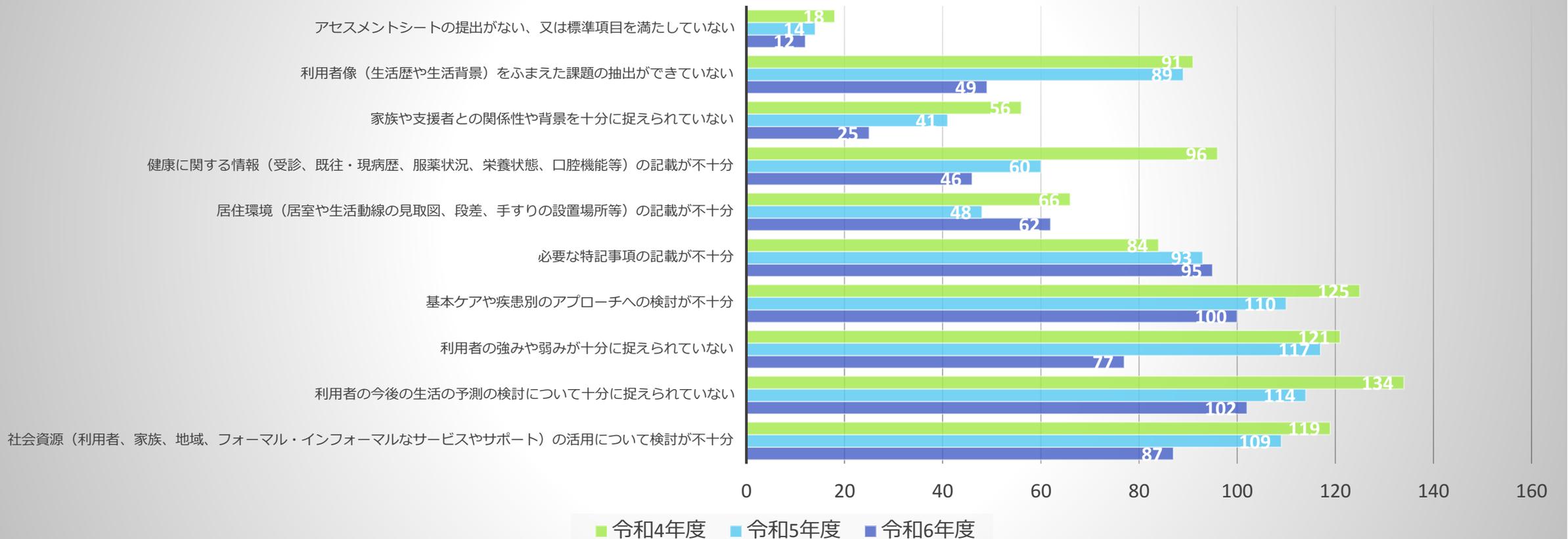
1. 課題分析手法を用いたアセスメントが適切に行われているか（アセスメント）
2. アセスメントの結果から生活課題と目標設定が行われているか、又その上でのサービス計画になっているか（プランニング）
3. 特定のサービス・事業所に偏っていないか（公正中立・サービスの必要性の検討）
4. サービス担当者会議が適切に行われているか（サービス担当者会議）
5. モニタリング・評価表を適切に実施しているか、支援経過を適切に記録しているか（モニタリング）
6. 総合評価

□個別評価と点検事業総括を作成しています。個別評価については、各担当介護支援専門員に向けて作成をしていますので、ご確認ください。点検事業総括に基づいて、全体の傾向をお伝えいたします。

課題分析手法を用いたアセスメントが適切に行われているか（アセスメント）

ケアプラン点検結果（アセスメント）

課題分析手法を用いたアセスメントが適切に行われているか



着目点 1

(福祉用具の利用に関する情報収集)

- 居住環境（居室や生活動線の見取図、段差、手すりの設置場所等）の記載が不十分
 - アセスメント情報の中に、利用者が福祉用具を利用されていることは確認できるが、それがどのように利用されているかの記載をしておきましょう。
 - 関連項目として、「必要な特記事項の記載が不十分」につながります。福祉用具の利用が必要な、居住環境については、どの場面で利用しているのか、特記事項などの自由筆記箇所を活用して記載しましょう。

着目点2

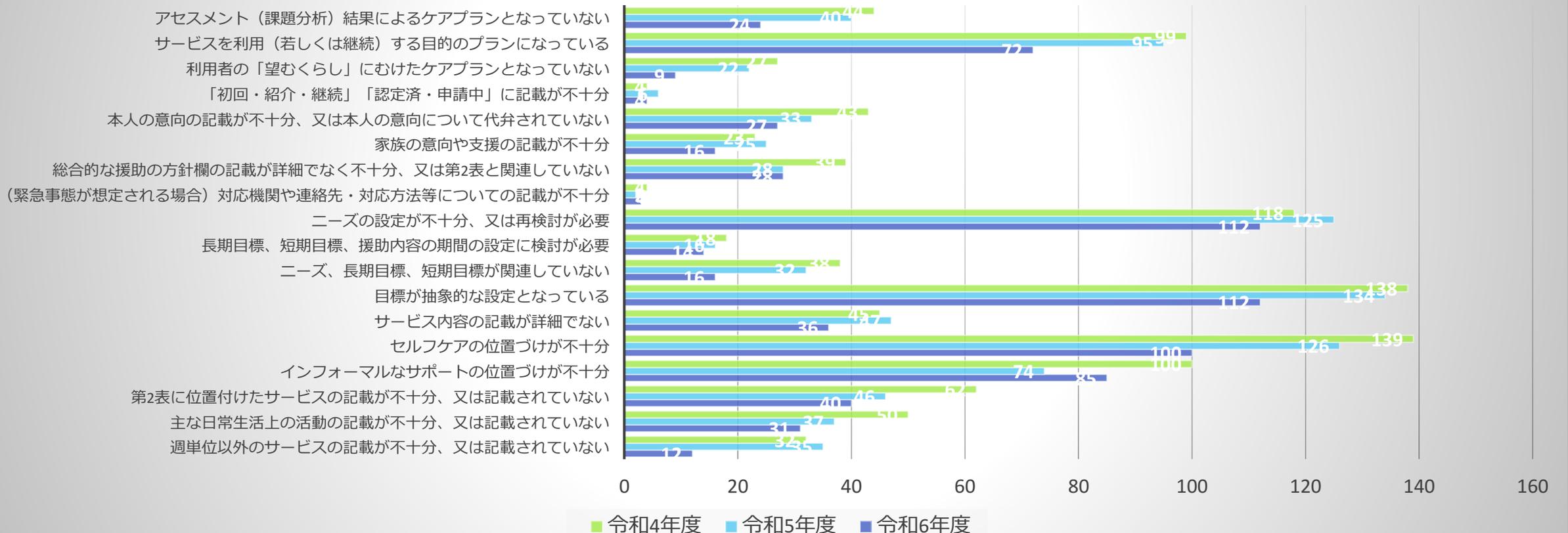
(福祉用具を利用した暮らし)

- 利用者の今後の生活の予測の検討について十分に捉えられていない
- 福祉用具を利用して、どのような暮らしの実現を図るのか（利用者自身が福祉用具を利用してできることやできそうなことを想定したり、家族の介助について軽減できそうなことなど）を検討してケアプランへの位置づけを行いましょう。
- 検討の際には、これからの福祉用具を活用した利用者の状態像（利用者の健康情報や疾患の留意事項を踏まえた暮らしぶり）を利用者ととともに共有し、ケアプランに反映をさせていきたいと思います。

アセスメントの結果から生活課題と目標設定が行われているか、又その上でのサービス計画になっているか
(プランニング)

ケアプラン点検結果（プランニング）

アセスメントの結果から生活課題と目標設定が行われているか、
又その上でのサービス計画になっているか



着目点 1

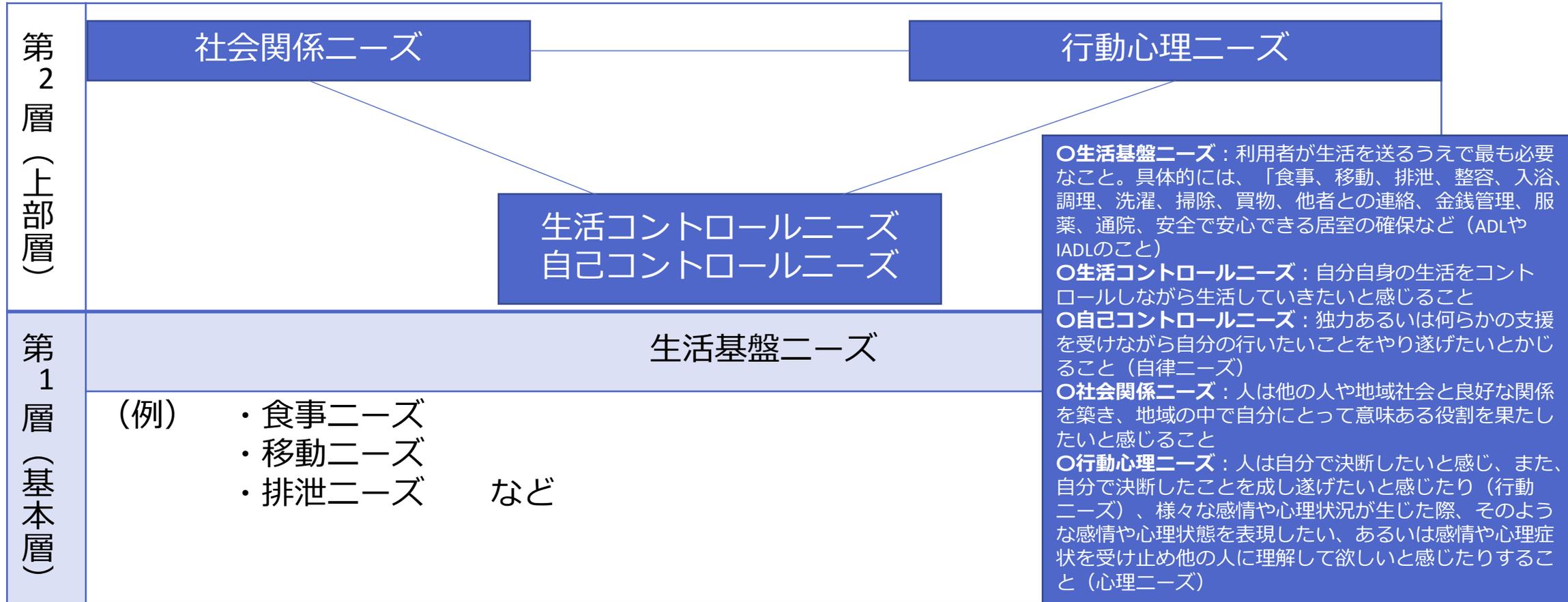
(福祉用具利用の目標とサービス内容)

- 目標が抽象的な設定となっている
 - 福祉用具を利用して、どのような暮らしが実現できるのか、アセスメントの課題分析で検討した内容を反映しましょう（アセスメントの着目点2を参照）。
- 例えば・・・
 - 短期目標「ひとりで起き上がりができる」
 - サービス内容「ベッドを一人でギャッジさせ、ベッド柵をもって起き上がる。」 「操作状況を見守る」
 - サービス種別「セルフケア」「福祉用具貸与」「家族支援」
- 「セルフケアの位置づけが不十分」や「インフォーマルなサポートの位置づけが不十分」にも対応することができます。

着目点2 (ニーズの設定)

- ニーズの設定が不十分、又は再検討が必要
 - ニーズは、「何に焦点を当てるとよいのでしょうか?」「利用者の困りごとそのものを記載してよいのか?」「ニーズになり得るものはすべて記載するのか?」など
 - 利用者が生活を送るうえで必要な基本的要因が欠如し、その欠如した要因が相互に関連し合い、負の連鎖となりながら、利用者のおかれている、介護が必要な状況をつくりだしています。
(「七訂第2版 介護支援専門員実務研修テキスト上巻P.459」介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会、一般財団法人 長寿社会開発センター (令和3年11月))
 - 利用者の望む暮らしに向けて、解決すべき事から(対応すべきことなど)を課題の「種」として明らかにします。合意が得られたものをニーズとしてケアプランに位置付けていきます。

生活ニーズの基本構造



「ケアマネジメント原論 高齢者と家族に対する相談の原理と実践方法」岡田進一著、株式会社ワールドプランニング、2015年12月1日、P97より抜粋(一部改変)

ニーズ整理の工夫

■ニーズは、原因や背景が同じものを、まとめて一つのニーズにすることが出来ます。

■例えば・・・

➤ニーズの種として、脳血管疾患の後遺症により片麻痺がある。「起き上がりの介助」「移乗の介助」「移動の介助」「食事は座れば食べる」「排せつの介助」など

➤利用者や家族の意向「自分で出来ることは自分で行いたい」「食事は座って食べたい」「トイレはベッドから離れて行いたい」

ニーズ1「座って食事を食べる」（起き上がり、移乗、移動、食事）

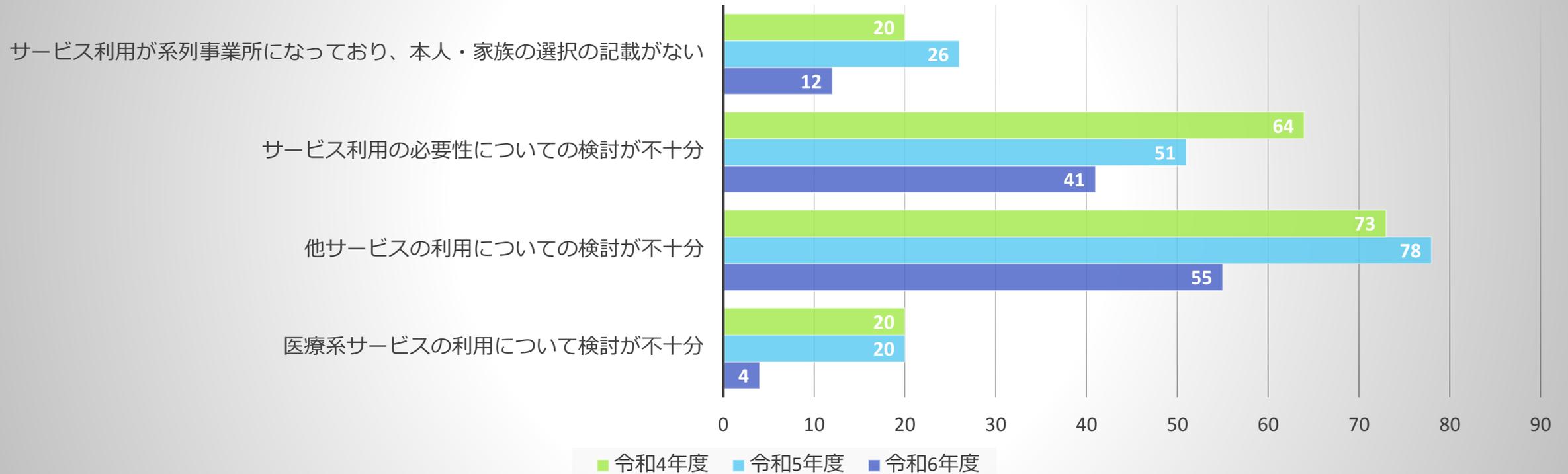
ニーズ2「トイレに行けるようになりたい」（起き上がり、移乗、移動、トイレ）

■ニーズにならなかつた種は目標やサービス内容につながります。

特定のサービス・事業所に偏っていないか (公正中立・サービスの必要性の検討)

ケアプラン点検結果（中立公正・サービスの必要性の検討）

特定のサービス・事業所に偏ってないか



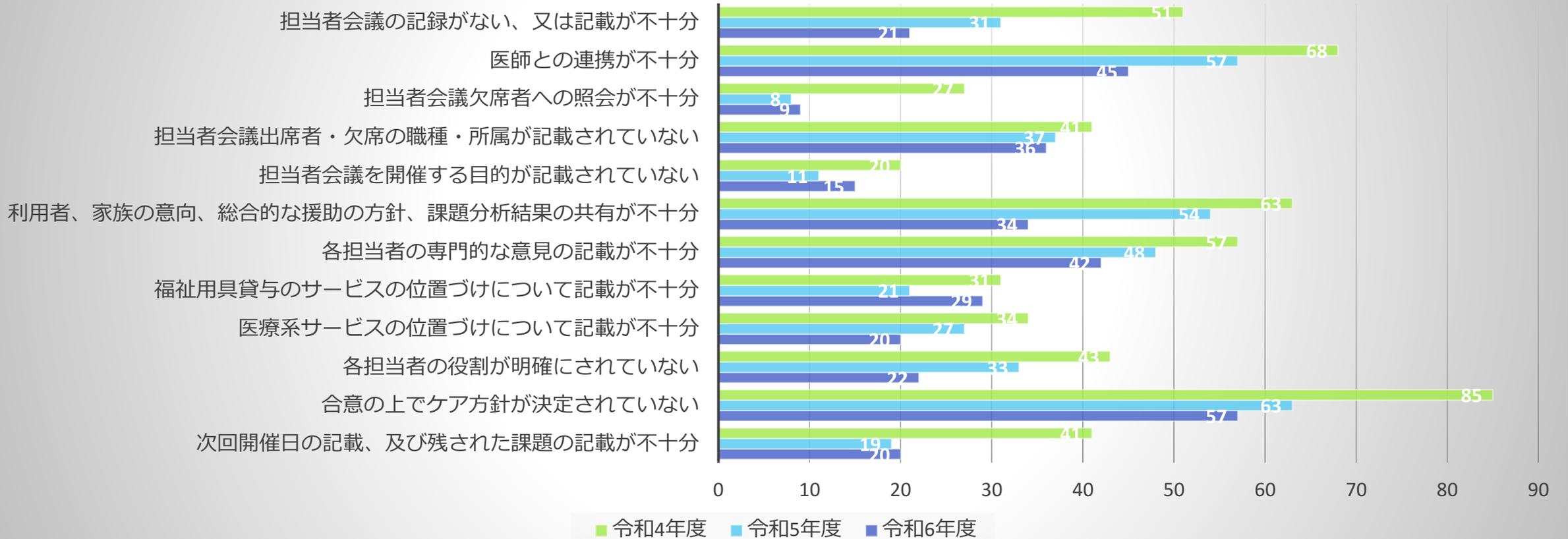
着目点（アセスメントとサービス担当者会議で検討）

- サービス利用の必要性についての検討が不十分
 - アセスメントで当該サービスが必要な状態や状況（環境）などが把握され、かつ、そのサービス利用によって利用者がどのような暮らしを実現するかの検討がなされていることが必要です。（アセスメントの着目点2参照）
- 他のサービスの利用についての検討が不十分
 - ケアプランに位置付けているサービスについて、認定の更新時期、区分変更時期、その他、ケアプランの変更（サービスの追加など）が生じた時点で、サービス担当者会議又は照会によって、サービス利用の継続や変更にあたっての意見を受けるようにしましょう。（サービス担当者会議の着目点1参照）

サービス担当者会議が適切に行われているか (サービス担当者会議)

ケアプラン点検結果（サービス担当者会議）

サービス担当者会議が適切に行われているか



着目点1（福祉用具貸与と特定福祉用具販売の運営基準のきまり）

- 「各担当者の専門的な意見の記載が不十分」と「福祉用具貸与のサービスの位置づけについて記載が不十分」

➤居宅介護支援運営基準第13条第22号

「介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。」

着目点1（福祉用具貸与と特定福祉用具販売の運営基準のきまり）

■「各担当者の専門的な意見の記載が不十分」と「福祉用具貸与のサービスの位置づけについて記載が不十分」

➤居宅介護支援運営基準第13条第23号

「介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。」

居宅サービス計画に必要な理由の記載

■介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）

➤別紙1（居宅サービス計画記載要領 第2表居宅サービス計画書
（2）⑧福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のサービスを必要とする理由）

「福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を居宅サービス計画に位置付ける場合においては、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等に当該サービスを必要とする理由が明らかになるように記載する。なお、理由については、別の用紙（別葉）に記載しても差し支えない。」

福祉用具サービスとサービス担当者会議

■居宅介護支援運営基準解釈通知（老企第22号）

- 3運営に関する基準（8）指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ②④福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（第22号、第23号）

「福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要がある。このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を位置付ける場合には、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。（後略）」

福祉用具サービスとサービス担当者会議

■居宅介護支援運営基準解釈通知（老企第22号）

- 3運営に関する基準（8）指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ②④福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映（第22号、第23号）

「（前略）なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。（後略）」

着目点2（ケアプラン原案が確定されたことがわかるようにすること）

■合意の上でケア方針が決定されていない

➤サービス担当者会議において、ケアプラン原案の説明と同意、そして、合意がなされていることが確認できるように、第4表サービス担当者会議の要点に記録をしておきましょう。

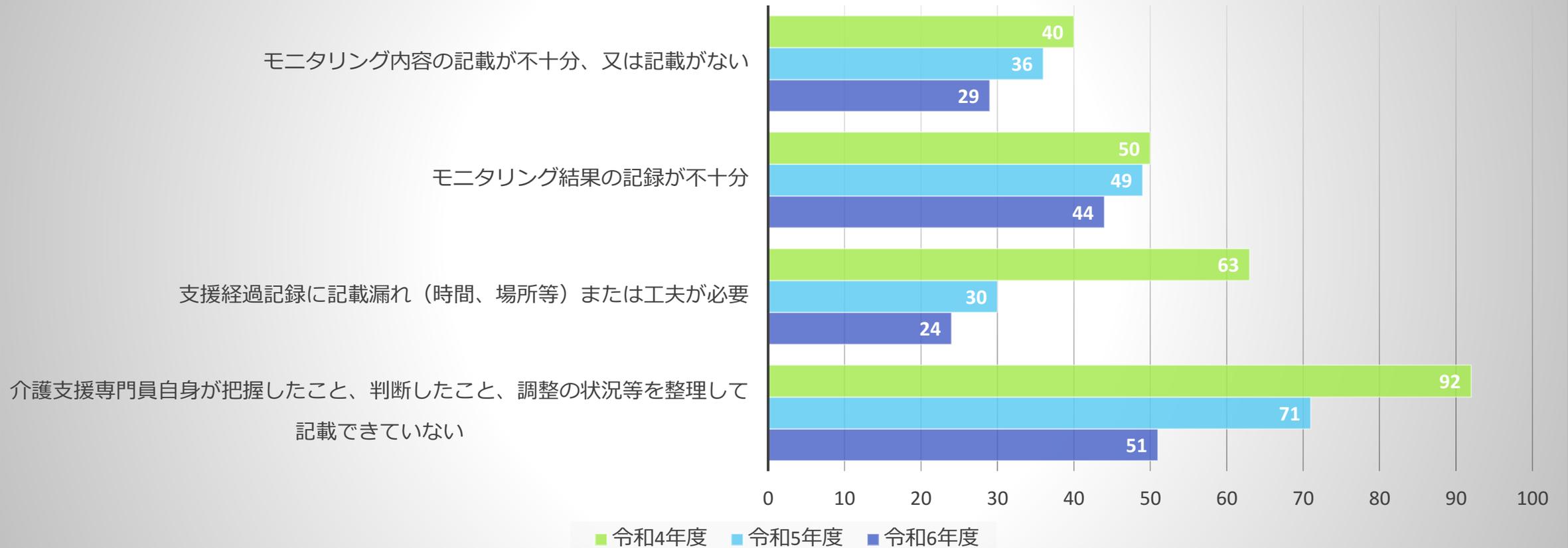
■例えば・・・

「ケアプラン原案の説明と各担当者からの意見を通じて、利用者と家族から当該原案について、修正なく同意が得られた。よって、当該原案を確定したケアプランとして、利用者を含むケアチームで実施することに合意が得られた。」

モニタリング・評価表を適切に実施しているか、支援経過を適切に記録しているか（モニタリング）

ケアプラン点検結果（モニタリング）

モニタリング・評価表を適切に実施しているか、支援経過を適切に記録しているか



着目点（モニタリング記録）

■モニタリングの記録には、①運営基準にある1月に1回以上のモニタリングの結果の記録と、②介護支援専門員としての日ごろの活動の記録が必要です。

➤①について

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について
（平成11年11月12日老企第29号）別紙1（居宅サービス計画書記載要領）第5表 居宅介護支援経過

「モニタリングを通じて把握した、利用者やその家族の意向・満足度等、目標の達成度、事業者との調整内容、居宅サービス計画の変更の必要性等について記載する。（後略）」

着目点（モニタリング記録）

➤②について

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1（居宅サービス計画書記載要領）第5表 居宅介護支援経過

「（前略）漫然と記載するのではなく、項目毎に整理して記載するように努める。第5表「居宅介護支援経過」は、介護支援専門員等がケアマネジメントを推進する上での判断の根拠や介護報酬請求に係る内容等を記録するものであることから、介護支援専門員が日頃の活動を通じて把握したことや判断したこと、持ち越された課題などを、記録の日付や情報収集の手段（「訪問」（自宅や事業所等の訪問先を記載）、「電話」・「FAX」・「メール」（これらは発信（送信）・受信がわかるように記載）等）とその内容について、時系列で誰もが理解できるように記載する。（後略）」

記録について

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1（居宅サービス計画書記載要領）第5表 居宅介護支援経過

■モニタリングシート等について

「（前略）なお、モニタリングを通じて把握した内容について、モニタリングシート等を活用している場合については、例えば、「モニタリングシート等（別紙）参照」等と記載して差し支えない。（重複記載は不要）ただし、「（別紙）参照」については、多用することは避け、その場合、本表に概要をわかるように記載しておくことが望ましい。※モニタリングシート等を別途作成していない場合は本表への記載でも可。」

記録について

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1（居宅サービス計画書記載要領）第5表 居宅介護支援経過

■記録の具体性について

「（前略）具体的には、

- ・日時（時間）、曜日、対応者、記載者（署名）
- ・利用者や家族の発言内容
- ・サービス事業者等との調整、支援愛用等
- ・居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断

等の客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載する。簡潔かつ適切な表現については、誰もが理解できるように、例えば、

- ・文章における主語と述語を明確にする、
- ・共通的でない略語や専門用語は用いない、
- ・曖昧な抽象的な表現を避ける、
- ・箇条書きを活用する、

等わかりやすく記載する。（後略）」

居宅介護支援経過（第5表）

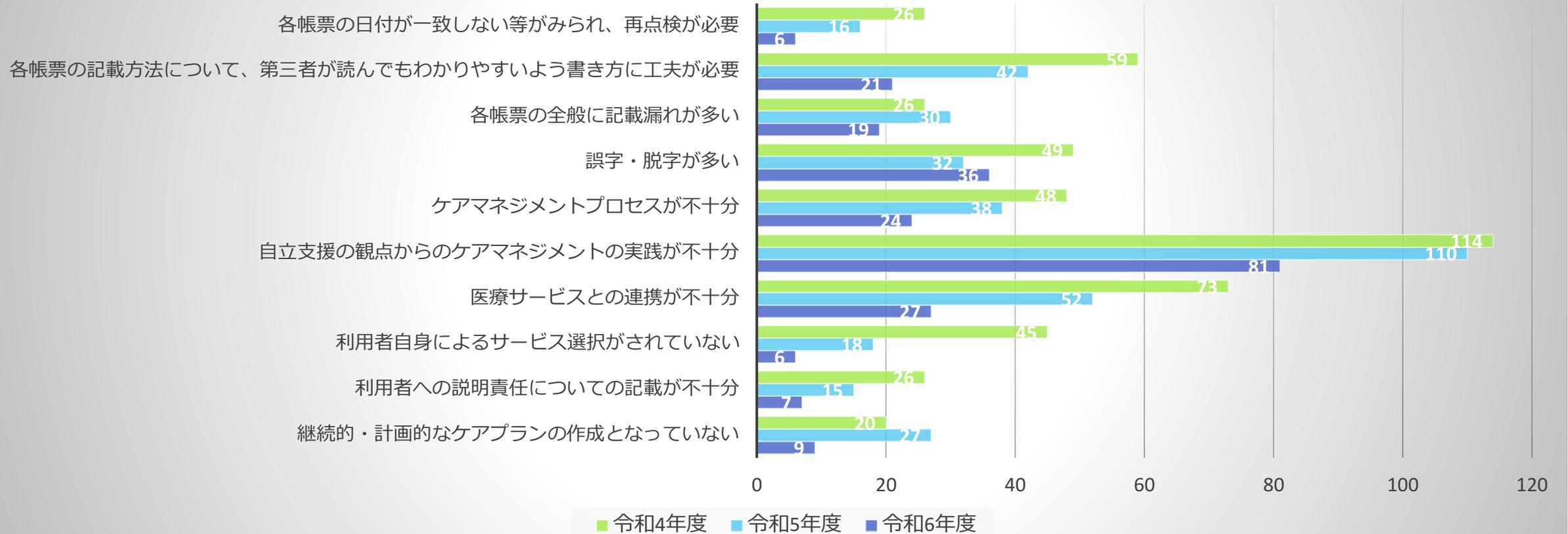
例えば・・・

年月日	項目	内 容	年月日	項目	内 容
○年○月○日	初回訪問	介護支援専門員証を提示し自己紹介後、重要事項	○年○月○日	自宅訪問	【目的】モニタリングのため自宅訪問
○曜日	重要事項説明	説明書、契約書、個人情報の取り扱いについて説明	○曜日	モニタリング	本人は居室のベッドで横になり「寒くなってきた
○時～○時	契約	を行い、同意を得て契約書、個人情報使用同意書に	○時～○時	本人・妻と面接	から体動かしにくいけどなんとか動くようにして
	アセスメント	署名（捺印）して頂く			いる」と話す。気温の低下に伴い体を動かしにく
	自宅訪問	本人の主訴・意向、身体状況や生活環境等について			いが、レンタルしている歩行器を利用し1日1回は
		アセスメントを実施する。			デイケアで習った自宅で行うリハビリプログラム
		本人及び長男の意向を確認する			を実行するよう頑張っている。また、1時間おき
		本人：「通所系サービスには行きたくない。転び			に水分を取り、エアコンの温度の調節を行うなど
		たくないため、手すりなどを借りたい。」			体調に気をつけている。
		長男：「他者との交流や入浴介助のため、通所			妻からも本人の体調は安定していると発言あり。
		系サービスを週2回程度利用できると助かる。」			妻の表情も前回の訪問時と変わりなく明るい
		「また、転倒リスクが高いため、自宅環境を確認し			印象を受ける。
		手すりの設置等の助言もしてほしい。」			週1回程度、長女と近くのスーパーへ買い物に行き
		ケアマネジャーの所感			リハビリと気分転換を兼ねて外出を楽しんでいる。
		・本人は福祉用具貸与など自宅の環境整備のみを			現行のケアプランをもう1か月継続とする。
		希望しているが、長男は自宅の環境整備とともに			※モニタリング記録 別紙参照
		通所系サービスの利用希望あり。本人と長男の意向			
		に相違あり。			
		「令和6年度豊中市介護給付適正化事業ケアプラン点検研			
		修」公益社団法人大阪介護支援専門員協会研修センター			

総合評価

ケアプラン点検結果（総合評価）

総合評価



着目点（目的としての自立と手段としての自立）

- 介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会「七訂第2版介護支援専門員実務研修テキスト 上巻」令和3年11月、一般財団法人長寿社会開発センター
- 1. 利用者の望む暮らしについて、自己決定ができるように支援を行いましょ
- 2. 自己決定を最大限尊重するため、利用者がサービス提供者などに対して適切に発言できない場合などには、利用者の意向を代弁して、サービス利用の権利の擁護を行いましょ
- 3. 利用者の意欲を引き出すとともに潜在能力、利用者の強み、できそうなことを見出し、それを最大限に発揮できるように支援を行いましょ
- 4. 介護保険法第2条第2項の規定にあるように、利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に役立つような支援を行いましょ

着目点（目的としての自立支援と手段としての自立支援）

- ケアマネジメントを通じて考えること
 - 利用者の選択を支える（そのために必要な情報の提供と利用者の自立に必要な対応（事業所など含む）の提案）
 - 提案を支えるのは、私たちのアセスメントが大切です。
 - ケアマネジメントに重要な柱は、利用者の意思決定支援です。
 - 自立につなげるには、利用者自身ができることやできそうなこと、強みを見出す支援から、それらを具体的にケアプランに位置付けることが重要です。
 - 利用者の意欲に働きかけつつ、状態の維持や改善に取り組むことを目指していきましょう。

2.運営基準に関連して留意していただきたいこと

1.課題分析標準項目の情報が収集できているかどうか

■令和5年10月16日介護保険最新情報vol.1178

◆新たな項目に「生活リズム」が追加されました。

➤アセスメントツールに、1日や1週間の生活リズムや過ごし方などについて、記載する部分があれば、必ず把握した情報の記録を行い、無い場合は、様式に追加や自由筆記部分に記載するなどして、把握した情報の記録をするようにしましょう。

◆「今回のアセスメント理由」を記載しましょう。

➤新規以外に、アセスメントごとに理由が必要です。アセスメントツールに記載する部分があれば、必ず把握した情報の記録を行い、無い場合は、様式に追加や自由筆記部分に記載するなどして、把握した情報の記録をするようにしましょう。

2.運営基準に示す一連の業務がわかるように記録ができていますか

■居宅介護支援運営基準解釈通知（老企第22号）

3運営に関する基準（8）指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

「なお、利用者の課題分析（第六号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第十二号）に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものでない。ただし、その場合にあっては、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。」

一連の業務が前後した場合

- 基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものでない。
- 緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行った場合は、その背景状況や判断したことを、記録しておきましょう。例えば、サービス担当者会議であれば、第4表 サービス担当者会議の要点や第5表 居宅介護支援経過に記載する等しましょう。
- ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。
- 一連の業務について、業務間の関連は、明確にしておきましょう。例えば、〇月〇日のアセスメントは、〇月〇日のケアプランのアセスメントである。ということがわかるようにしましょう。（第5表の活用など）

3.軽微な変更を行った場合

■指定居宅介護支援運営基準解釈通知（老企第22号）

3運営に関する基準（8）指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針 ⑰居宅サービス計画の変更（第十六号）

「介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第三号から第十二号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第三号から第十二号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。（後略）」

軽微な変更について

- 介護保険最新情報Vol.959「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日厚生労働省老健局）より
- 「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」から「3 ケアプランの軽微な変更の内容について（ケアプランの作成）」

サービス提供の曜日変更	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
サービス提供の回数変更	<p>同一事業における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
利用者の住所変更	<p>利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
事業所の名称変更	<p>単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p> <p>なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>

<p>目標期間の延長</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要がなく、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合</p>	<p>福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更</p>	<p>目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>
<p>目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合</p>	<p>第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>

契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（但し、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者との面識を有していること。）のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。

なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。

担当介護支援専門員の変更

軽微な変更について

- ▶ 介護保険最新情報Vol.959「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日厚生労働省老健局）より
- ▶ 「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」から「ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議）」
- ▶ 基準の解釈通知のとおり、「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなけばならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知したほうが良いと判断される場合などについては、サービス担当者会議を開催するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定められているように、やむを得ない理由がある場合として照会により意見を求めることが想定される。

<p>サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性</p>	<p>単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。しかしながら、例えば、ケアマネジャーはサービス事業所へ周知した方が良いと判断される場合などについて、サービス担当者会議の開催を制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>
<p>ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所招集の必要性</p>	<p>ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。ただし、サービス担当者会議を開催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関わるすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。</p>

「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱い

「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについて、まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。その上で具体的には、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）の「課題分析標準項目（別添）」等のうち、例えば、

- ・「健康状態（既往歴、主傷病、病状、痛み等）」
- ・「ADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）」
- ・「IADL（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）」
- ・「日常の意思決定を行うための認知能力の程度」
- ・「意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション」
- ・「社会との関わり（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）」
- ・「排尿・排便（失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など）」
- ・「口腔衛生（歯・口腔内の状態や口腔衛生）」
- ・「食事摂取（栄養、食事回数、水分量等）」
- ・「行動・心理症状（BPSD）（妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等）」

等を総合的に勘案し、判断すべきものである。

記録について

介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1（居宅サービス計画書記載要領）第5表 居宅介護支援経過

■記録の具体性について

「（前略）具体的には、

- ・日時（時間）、曜日、対応者、記載者（署名）
- ・利用者や家族の発言内容
- ・サービス事業者等との調整、支援愛用等
- ・居宅サービス計画の「軽微な変更」の場合の根拠や判断

等の客観的な事実や判断の根拠を、簡潔かつ適切な表現で記載する。簡潔かつ適切な表現については、誰もが理解できるように、例えば、

- ・文章における主語と述語を明確にする、
- ・共通的でない略語や専門用語は用いない、
- ・曖昧な抽象的な表現を避ける、
- ・箇条書きを活用する、

等わかりやすく記載する。（後略）」

3.福祉用具をめぐる運営基準等の留意事項

福祉用具をめぐる運営基準等の留意事項

1. 福祉用具をめぐる動向について
2. 居宅介護支援運営基準第13条第22号、第23号関係（1.令和6年度豊中市介護給付適正化事業ケアプラン点検結果について、サービス担当者会議着目点1以外の項目について）
3. 介護保険最新情報Vol.1296（令和6年8月2日）「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

1.福祉用具をめぐる動向について

■令和6年度介護報酬改定の対応

- ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入
- ② モニタリング実施時期の明確化
- ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
- ④ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応

介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】 <原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器（※2）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ（※2）
- ・ 歩行補助つえ（※2）
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】 <例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 簡易浴槽
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

（※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉杖は除く）は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

- ① **貸与の原則**：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ② **販売種目**：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③ **選択制**：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④ **現に要した費用**：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格 + 1標準偏差（1SD）」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧(イメージ)

➤ 車いす



➤ 特殊寝台



➤ 床ずれ防止用具



➤ 歩行器

(歩行器)



(歩行車)



➤ 手すり



➤ 移動用リフト



➤ 徘徊感知機器



➤ スロープ

(携帯用スロープ)



(固定用スロープ)



➤ 歩行補助つえ

(単点杖)



(松葉杖)



(多点杖)



➤ 体位変換器



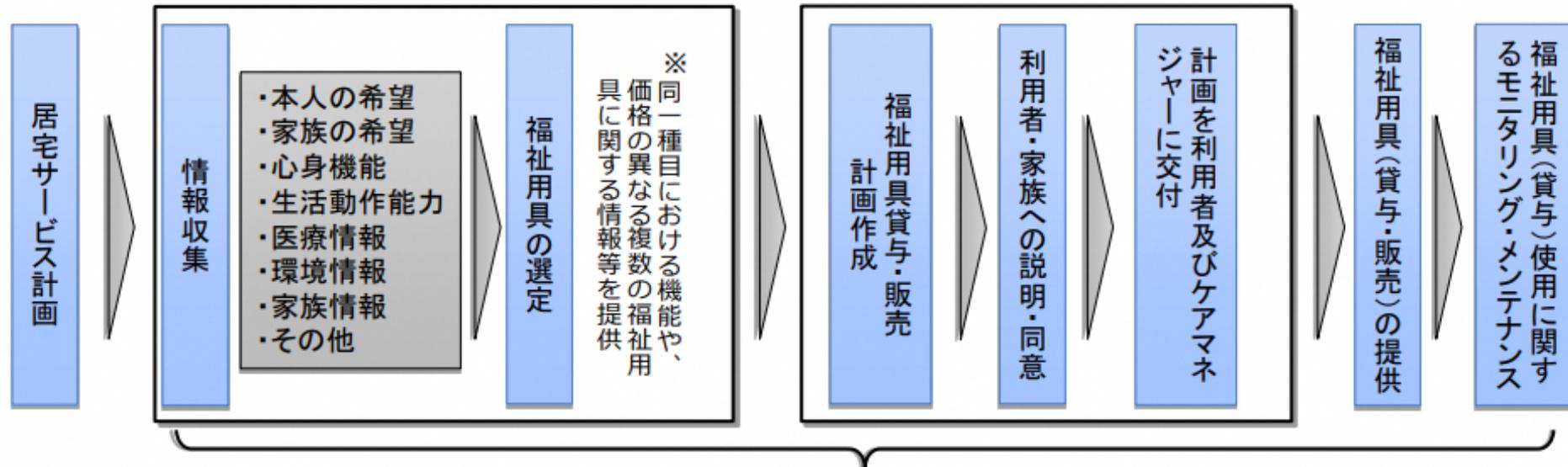
➤ 自動排泄処理装置



…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ

(写真提供)一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



福祉用具専門相談員(指定福祉用具貸与・販売事業所)による(介護予防)居宅サービス

- ・ 要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
- ・ 提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
- ・ また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう 福祉用具の使用状況の確認し、使用方法の指導・修理等(福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス)を貸与後も実施する。

※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・ 利用目標
- ・ 福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・ その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)

※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

(令和7年1月15日閲覧)

介護保険における福祉用具・住宅改修の主な制度改正等について

時期	制度改正等の概要
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法の施行
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状態から必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例があることから「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を策定（※令和6年に改訂）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の選定の判断基準を踏まえつつ、要支援者・要介護1の者について、車いす、特殊寝台等は給付の対象外に（※）一定の場合には給付対象となるようにするため、平成19年度に再度見直し 事業者の責任の明確化を図るため、特定福祉用具販売について、指定事業者制度を導入
平成23年5月	<ul style="list-style-type: none"> 「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」における議論の整理（平成19年～平成23年にかけて開催） <ul style="list-style-type: none"> 論点1：いわゆる「外れ値」への対応について 論点2：比較的安価な福祉用具の取り扱いについて 論点3：専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントの推進について
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与・販売の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与・販売計画の作成の義務化
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に資する福祉用具の利用を図る観点から、指定講習カリキュラムの見直し・講習時間の拡充（40時間→50時間）、福祉用具専門相談員の要件の見直し（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者を除外） 福祉用具専門相談員が福祉用具に関する必要な知識の習得及び能力の向上等の自己研鑽を行うことの努力義務化 給付効率の観点から、複数の福祉用具を貸与する場合は、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修の事前申請時に利用者が保険者に提出する見積書類の様式を国が示すとともに、複数の事業者から見積もり取得について、介護支援専門員等が利用者に対して説明の義務化 利用者に対する貸与しようとする商品の全国平均貸与価格の説明、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示、福祉用具貸与・販売計画書を介護支援専門員への交付を規定 福祉用具の貸与価格の上限設定（月平均100件以上の貸与件数がある商品は全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）を上限）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援の退院・退所加算等における退院・退所カンファレンスにて、福祉用具専門相談員等の関係職種との関与を明示 福祉用具貸与の価格の上限設定について、適正化の効果と事業者負担を考慮し、設定された上限価格の見直しの頻度3年に1度へ変更
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入 福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリング実施時期を追記し明確化 福祉用具専門相談員がモニタリング結果を記録し、その記録を介護支援専門員へ交付することを義務付け

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

（令和7年1月15日閲覧）

1. (8) ① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入する。具体的には、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる者の割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖を対象とする。【告示改正】
- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、貸与と販売の選択制の導入に伴い、以下の対応を行う。
 - ア 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員（※）が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかが利用者を選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこととする。【省令改正、通知改正】
 - ※ 介護支援専門員については、居宅介護支援及び介護予防支援の運営基準の解釈通知を改正。
 - イ 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。【省令改正】
 - ウ 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。【省令改正】

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
 - ・ 貸与と販売のいずれかが利用者を選択できることの説明
 - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
 - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

- <貸与後> ※ 福祉用具専門相談員が実施
 - ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討
- <販売後>
 - ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
 - ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
 - ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供



1. (8) ② モニタリング実施時期の明確化

概要

【福祉用具貸与★】

- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。



<改定後>

福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

1. (8) ③ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

概要

【福祉用具貸与】

- 福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。【省令改正】

基準

<現行>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

<改定後>

福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うものとする。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

※ 介護予防福祉用具貸与に同趣旨の規定あり

1. (8) ④ 福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応

概要

【福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★】

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において取りまとめられた対応の方向性を踏まえ、福祉用具の安全利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化の観点から、福祉用具に係る事故情報のインターネット公表、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し、介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しや自治体向けの点検マニュアルの作成等の対応を行う。

算定要件等

- 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会において、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、福祉用具の貸与・販売種目のあり方や福祉用具貸与・販売に関する諸課題について検討を行い、対応の方向性が取りまとめられた。これを踏まえ、必要な対応を行う。

<介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会取りまとめ（概要）>

- **安全な利用の促進**
 - ・ 福祉用具貸与事業所向けの「事故報告様式」及び「利用安全の手引き」の活用促進
 - ・ 福祉用具の事故及びヒヤリ・ハット情報に関するインターネット上での公表 等
- **サービスの質の向上**
 - ・ 福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し
 - ・ 現に従事している福祉用具専門相談員に対する研修機会及びPDCAの適切な実践に関する周知徹底 等
- **給付の適正化**
 - ・ 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」の見直し（新たな福祉用具の追加、医療職を含む多職種や自治体職員等の幅広い関係者で共有できる内容とする観点からの見直し）
 - ・ 自治体職員等によるチェック体制の充実・強化を図るための自治体向け点検マニュアルの作成 等

2.一部貸与種目・種類においける福祉用具貸与と販売の選択制の導入について

2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等 2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

1) 選択制の対象とする種目・種類

- 貸与と販売の選択が可能な種目・種類は、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、
 - ・ (利用者が購入の判断を行いやすい) 比較的廉価なものであり、
 - ・ これまでの利用実績のデータをもとに、希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数(以下「分岐月数」という。)より平均貸与月数が長い若しくは同等、かつ、分岐月数より長く利用している者の割合が相対的に高いもの(およそ4割程度以上)とする。
- 具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」(※1)「単点杖(松葉杖を除く)」「多点杖」の4つとする。なお、これらは可動部がない用具が多く、利用開始後のメンテナンスの必要性が比較的低いと考えられるものである。
 - ※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。
- また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが、利用者の多くが貸与を志向しているといった調査結果を踏まえると、一定以上の者が長期利用しているといった、購入することが一定程度合理的であると客観的に考えられる種目・種類について導入することが適当であると考えられる。
- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととする。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとする。
- 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。

2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

・対象者の判断

- 福祉用具貸与の利用者における「介護が必要になった原因」は様々であり、また、過去のデータから長期利用者に関する一定の傾向は確認できるものの、一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者は限定しないこととする。

・判断体制・プロセス

- 選択制の対象となる福祉用具を利用する場合は、利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することができることとする。
- 利用者等が適切な判断を行うために必要な事前のプロセスとして、貸与と販売の選択について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の見解を反映させるためにサービス担当者会議等を活用することとするほか、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能とする。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な医学的所見（※2）等に基づきサービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。

※2 医学的所見は、判断する直近のものを取得することを原則とし、やむを得ず取得できない場合は、適時適切な時期に取得した医学的所見等をもとに判断を行うものとする。また、既に判断する直近の医学的所見を取得している場合は、新たに取得を求める趣旨ではない。

・その他

- 国は、選択制の対象種目における平均的な利用月数等の情報について、関係者に対し提供することとする。

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ
(令和5年11月8日)

2. 福祉用具の貸与と販売のあり方等

2-3 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

・貸与後のモニタリングのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具専門相談員のモニタリングの実施時期の実態や分岐月数を踏まえ、利用開始後少なくとも「6ヶ月以内」に一度」モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。
 - ・ モニタリング時に記録する福祉用具の利用状況などを踏まえ、利用開始から6ヶ月以降においても、必要に応じて貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

・販売後の確認やメンテナンスのあり方

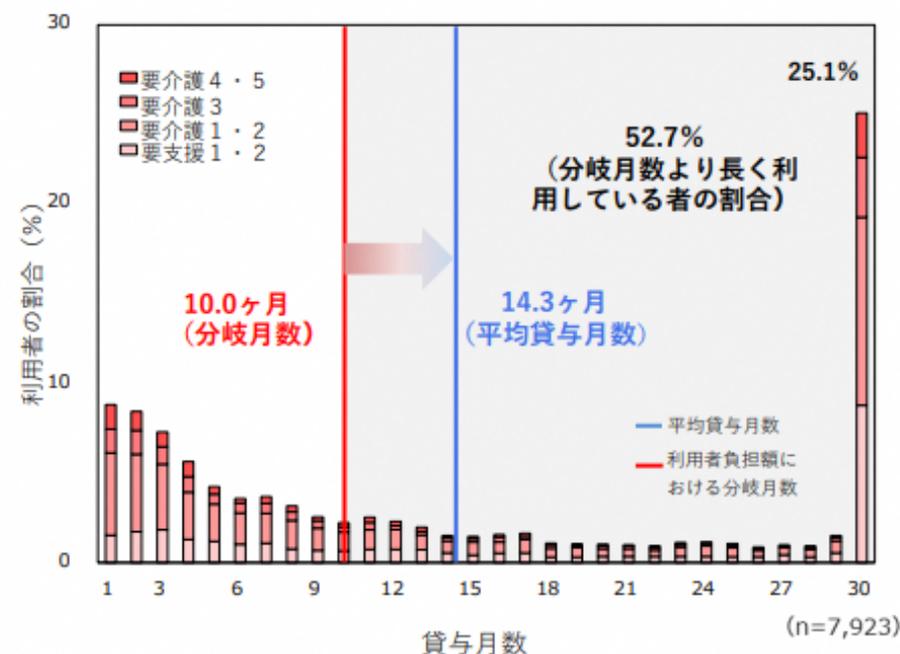
- 選択制の対象となる福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
 - ・ 保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
 - ・ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

【参考】選択制の対象とする種目・種類について

- 要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、①比較的廉価で、②希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数（分岐月数）より長く利用している者の割合が相対的に高く（およそ4割程度以上）、③分岐月数よりも平均貸与月数が長い若しくは同等のものを対象とする。具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」の4つ。

要介護度を問わない種目・種類	希望小売価格 (中央値,円)	分岐月数より長く 利用している者の 割合	分岐月数 (月)	比較	平均貸与 月数(月)
スロープ	42,000				
携帯用スロープ	121,600	18.8%	22.1	>	9.8
固定用スロープ	7,100	39.9%	13.7	≒	13.2
歩行器	41,000				
歩行器	19,800	39.1%	9.9	<	11.0
歩行車	49,250	35.4%	16.4	>	13.0
歩行補助つえ	9,800				
単点杖	9,350	55.8%	9.4	<	14.6
腋窩支持クラッチ (松葉杖)	9,210	34.0%	9.2	<	10.0
多点杖	10,000	52.7%	10.0	<	14.3
手すり	80,000				
手すり、支持用手すり	132,900	35.3%	23.6	>	15.4
床置き式起き上がり 用手すり	85,000	30.7%	24.3	>	14.1
握りバー、握り	73,150	35.8%	17.7	>	13.7
トイレ用簡易手すり	48,000	37.4%	16.0	>	13.3

貸与月数による利用者の推移（多点杖の例）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格(中央値)/1ヶ月間の平均貸与価格(中央値)で算出したものを記載。

(※) 「分岐月数より長く利用している者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。平均貸与月数、分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

選択制の対象とする種目に関する解釈

※参照「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

○スロープ

（7）貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

固定用スロープ



○歩行器

（8）貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

歩行器

（※歩行車は除く）



○歩行補助つえ

（9）カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。



※松葉杖は除く

1

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

① ケアマネジャー（不在の場合は福祉用具専門相談員※1）から利用者等に対し選択制の制度趣旨について説明を行う。

※1：ケアマネジャー不在の場合、福祉用具専門相談員が、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応

② サービス担当者会議（※2）の準備
・医師等の所見（※3）の用意、各担当者への連絡、情報収集等を行う。
・ケアプランの原案を作成する。

※2：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場合であれば可。また、書類による照会でも可能

③ サービス担当者会議（※2）の開催
・医師等の所見等（※3）を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案する。
(提案例：長期利用が見込まれるため販売とする、利用期間がこの段階では判断できないため貸与とする等)

※3：医師や専門職からの医学的所見は、様式や手段は不問。また、その取得に当たっては、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取することを想定しているが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

④ 協議内容と提案をふまえ、利用者等が、**貸与**または**販売**のいずれかを選択する。

⑤ **福祉用具貸与**として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与を選択した理由の他、モニタリング時期(※4)を記載し、利用者とかケアマネジャーに交付する。

※4：利用開始時か6ヶ月以内に少なくとも1回行う。

⑦ **特定福祉用具販売**として利用開始
・福祉用具サービス計画を記載し交付する。
・販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供する。※6
・目標達成状況を確認する。※7

※6：連絡先を情報提供

※7：確認手段等は訪問に限らず、テレビ電話等でも可

⑥ 記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録しケアマネジャーに報告する。※5

※5：モニタリングシートはケアマネジャーに交付

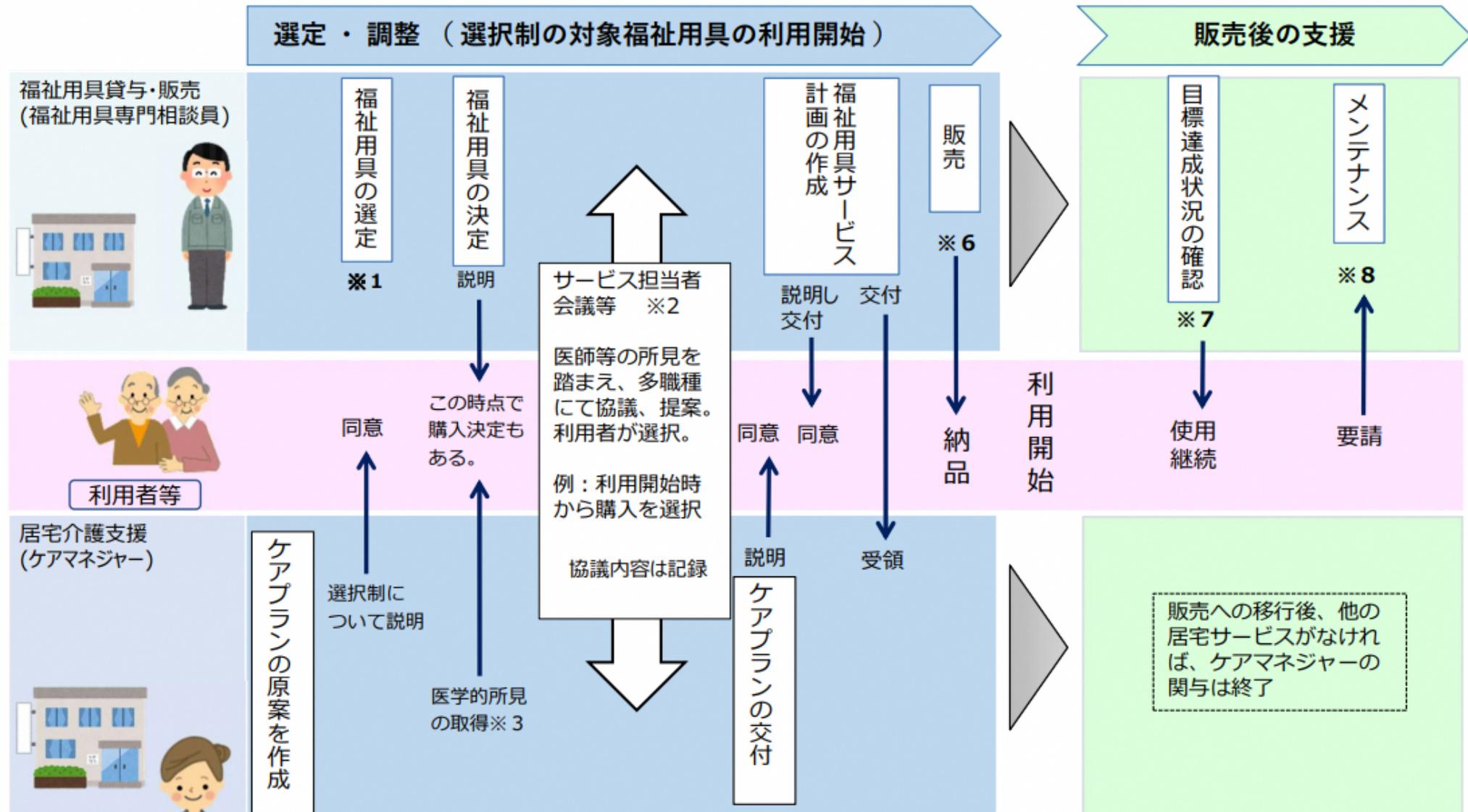
・販売後も引き続き、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。※8

※8：利用者と事業所の個別契約にて対応

⑧ モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、②の担当者会議の準備に戻り、⑥貸与の継続か、⑦貸与から販売への移行を検討する。※9

※9：再検討時、医師等の専門職の所見の再取得の必要性は、事例毎に個別に必要性を検討し対応

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （販売を利用）



（※は1ページ前の記載を参照。すべて選択制導入による対応）

2.要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与について

要支援・要介護1の者(軽度者)に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外。ただし、厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者については、要介護認定における基本調査結果等に基づく判断があった場合や、または、市町村が医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能。

＜軽度者が原則給付対象外となる福祉用具＞

- ・車いす(付属品含む) ・特殊寝台(付属品含む) ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト(つり具の部分を除く。) ・自動排泄処理装置

(※)自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するものは除く)については、要介護2及び要介護3の者も、原則給付の対象外。

要介護認定における基本調査結果に基づく判断

- 要介護認定における基本調査結果に基づき、別表のとおり要否を判断する。ただし別表の、
 - ・1(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」
 - ・2(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断する。(※)
- (※)判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度(必要に応じて随時)で行う。

市町村による判断

- 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市町村が書面等で確認し、その要否を判断する。
 - i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる
(例 がん末期の急速な状態悪化)
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

別表：要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3. できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3. できない」 1-3「3. できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は 3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は 3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4. 全介助」以外
5 移動用リフト(つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1-8「3. できない」 2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 (該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	2-6「4. 全介助」 2-1「4. 全介助」

目次

軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて

1. 福祉用具導入までの考え方・・・・・・・・・・ 2
2. 協議書が必要な福祉用具・・・・・・・・・・ 2
3. 協議書に関する注意事項・・・・・・・・・・ 2
4. 地域包括支援センターから委託を受けている場合の
取り扱いについて・・・・・・・・・・ 3
5. 福祉用具が必要となる主な事例・・・・・・・・ 3
6. 協議書の提出が必要かどうかの判断方法・・・・ 4
7. 協議書の提出が必要となる主な事例・・・・ 5

令和3年（2021年）7月

豊中市福祉部長寿社会政策課

（提出・問い合わせ先）
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係
〒561-8501
豊中市中桜線3丁目1番1号 第二庁舎3階
TEL：06-6858-2868 FAX：06-6858-3146
E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp

■軽度者の福祉用具貸与に関する協議書■

豊中市長 あて

医師の医学的所見等に基づき、下記利用者の居宅(介護予防)サービス計画に指定(介護予防)福祉用具貸与を位置付けることについて、次のとおり届け出ます。

提出日 年 月 日

居宅介護(介護予防)支援事業所名	
事業所番号	電話番号
管理者名	ケアプラン作成担当者名

☆地域包括支援センターから委託を受けている場合の記入欄

担当地域包括支援センター名	()地域包括支援センター	連絡日	年 月 日
地域包括の担当者名		地域包括の受付者名()	

被保険者番号	1 0 0	被保険者氏名
生年月日	年 月 日(歳)	
要介護状態区分	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3	
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
認定調査実施日	年 月 日	認定結果交付日 年 月 日
<input type="checkbox"/> 認定調査結果 確認済み		福祉用具利用開始日 年 月 日

【必要な福祉用具の種類】必要な貸与種目につきだけ○を付ける ※1種目につき1枚の協議書が必要

<input type="checkbox"/>	車いす及び車いす付属品	<input type="checkbox"/>	移動用リフト(段差解消機)
<input type="checkbox"/>	特殊寝台及び特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/>	床ずれ防止用具及び体位変換器
<input type="checkbox"/>	認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/>	移動用リフト(昇降座いす等)
<input type="checkbox"/>	自動排泄処理装置(要介護4、5以外の場合)		

【医師の医学的所見】

医師の医学的所見	医療機関名	
	医師名	
	医師からの情報提供日	年 月 日 口頭・文書(○で囲む)
◆「車いす及び車いす付属品」及び「移動用リフト(段差解消機)」については、【例外的貸与基準の該当性】のチェックは不要。	【例外的貸与基準の該当性】⇒該当するものにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻りに利用者等告示第三十一号のイに該当する者 <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者 <input type="checkbox"/> 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者 【原因となる疾病等】 【当該利用者の具体的状態像】 【福祉用具を貸与することにより得られる効果、予測される効果】	
◆ 診断書等から内容を確認することができる場合には、診断書等の添付に替えても可。(ただし、協議書への貼り付け不可。)		
◆【例外的貸与基準の該当性】でチェックした項目と【当該利用者の具体的状態像】の記入内容に整合性を図る。		

【サービス担当者会議の開催状況等】

サービス担当者会議の意見	【サービス担当者会議開催日】	年 月 日
	【サービス担当者会議出席者】 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族、同居人 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 福祉用具専門相談員 <input type="checkbox"/> ケアプラン作成担当者 <input type="checkbox"/> サービス提供事業所 <input type="checkbox"/> その他()	
	【サービス提供事業所の意見の要約】	
◆【サービス提供事業所の意見の要約】は、居宅(介護予防)サービス計画に(介護予防)福祉用具貸与のみを位置付けている場合は、記載の省略可。	【福祉用具専門相談員の意見】	
	【家族による介護・支援の状況、本人・家族の状況】	
ケアプラン作成担当者の意見	◆医師から得た情報やサービス担当者会議の結果を踏まえて記入。	

【参考】

【利用者等告示第三十一号のイ】(厚生労働大臣が定める者)

- 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 - 日常的に歩行が困難な者
 - 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
- 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
 - 日常的に起きあがり困難な者
 - 日常的に寝返りが困難な者
- 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
- 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 - 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
 - 移動において全介助を必要としない者
- 移動用リフト(つり具の部分を除く。) 次のいずれかに該当する者
 - 日常的に立ち上がりが困難な者
 - 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
 - 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
 - 排便が全介助を必要とする者
 - 移乗が全介助を必要とする者

※協議書の作成・提出にあたっては、「軽度者に対する福祉用具貸与の取り扱いについて」をご覧ください。

【市の記載欄】

受理印	算定開始日	備考欄
	1 利用開始日 2 受理日 3 年 月 日	
		受付者名

3.介護保険最新情報Vol.1296（令和6年8月2日）「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中
← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
計104枚（本紙を除く）

Vol.1296

令和6年8月2日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【貴関係諸団体に速やかに送信いたしますよう
よろしく願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3985)
FAX：03-3595-3670

老高発 0802 第2号
令和6年8月2日

各都道府県・指定都市
介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

介護保険における福祉用具の選定の判断基準について

介護保険における福祉用具は、心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）の日常生活上の便宜を図り、及び機能訓練を行うための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

これまで、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（平成16年6月17日老振発第0617001号）（以下「判断基準」という。）において、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具に関して、要介護者等に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として本判断基準を示してきたところです。

令和4年2月に設置した「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方に関するこれまでの議論の整理」において、給付対象として新たに追加された福祉用具への対応、軽度とされている者の利用も踏まえた検討、多職種連携の促進等の観点からの見直しの必要性を指摘されたことから、令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、文献調査や福祉用具の利用事例・事故・ヒヤリハット事例の調査、有識者へのヒアリング調査を実施し、有識者から構成される検討委員会等の複数の会議体での協議を踏まえて本判断基準を見直すこととし、新たに別紙のとおりとしたので通知します。本通知の適用にともない、平成16年6月17日老振発第0617001号厚生労働省老健局振興課長通知は廃止します。

各都道府県・指定都市介護保険主管部（局）におかれましては、福祉用具の特性と利用者の心身の状況等の適合を重要な課題と捉えていただき、自立支援の観点から適切な利用が進むよう、管内市町村及び介護支援専門員等に広く周知をお願いするとともに、下記の事項に留意の上、介護支援専門員等に対して適切な指導方よろしく願います。

また、厚生労働省では、福祉用具の特性と利用者の心身状況等とが適合した適正な福祉用具の選定が行われるよう、介護給付費請求時に必要となる届出コードを取得することができる「福祉用具届出システム」を開発し、（公財）テクノエイド協会のホームページで公開しています。加えて、福祉用具ヒヤリハット情報も同協会ホームページで公開していますので、福祉用具の選定や

安全な利用に当たっては、本判断基準と併せて、同システム等を積極的に活用していただくよう、併せて周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要であることから、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行い、その支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置付けること。
- 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準を活用し、本判断基準に示された「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」又は「留意点」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて福祉用具に関わる様々な専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討し、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。
- 福祉用具専門相談員をはじめ医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、訪問介護員等といった福祉用具に関わる専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地に基づき助言やサービス提供を行うこと。

次のページ以降に拡大

<https://www.mhlw.go.jp/content/001283760.pdf>

令和7年1月15日閲覧

検
夕

介護保険における福祉用具の選定の判断基準の活用方法

1. 福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要であることから、介護支援専門員は利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を踏まえた適切なケアマネジメントにより、必要な支援内容を多職種協働による検討を通じて決定を行い、その支援の手段の一つとして福祉用具の活用を居宅サービス計画に位置付けること。

アセスメントに基づくケアプラン作成が大切になります。ケアプランに位置付けた福祉用具は、なぜ必要なのか、活用してどのような暮らしを目指すのかなどをアセスメントで明らかにし、サービス担当者会議等を通じて、多職種の提案や意見を受け、利用者に適応した福祉用具の選定を行うなどの検討のうえ決定をしていきます。

介護保険における福祉用具の選定の判断基準の活用方法

2. 介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合及び現に福祉用具を使用している場合は、本判断基準を活用し、本判断基準に示された「使用が想定しにくい状態像」、「使用が想定しにくい要介護度」又は「留意点」に該当している場合、サービス担当者会議その他の機会を通じて福祉用具に関わる様々な専門職から、専門的な見地からの意見を求め、その妥当性について検討し、自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行うこと。

- ①介護支援専門員は、ケアプランに福祉用具を位置付ける際は、当該判断基準を活用すること。
- ②判断基準上「使用が想定しにくい状態」や「使用が想定しにくい要介護度」、「留意点」に該当している場合は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具専門相談員をはじめとする各専門職と妥当性の検討を行い、ケアプラン作成を行うこと。

介護保険における福祉用具の選定の判断基準の活用方法

3. 福祉用具専門相談員をはじめ医師、看護師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、訪問介護員等といった福祉用具に関わる専門職は、本判断基準に示された「留意点」や「参考情報」を参照しつつ、サービス担当者会議その他の機会を通じ、利用者の状態像やその変化、介護者の介護力、居住環境等を十分に踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、安全に使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的な見地に基づき助言やサービス提供を行うこと。

【本判断基準の見方】

福祉用具の種目（品目）毎に、「福祉用具の解説」「使用が想定しにくい状態像」「使用が想定しにくい要介護度」「留意点」※を記載している。また、一部の福祉用具については、「事故防止に関する注意喚起」「併用して使用することが想定しにくい福祉用具」を記載している。
 ※「(4) 特殊寝台付属品 (4-6) 介助用ベルト」については、「留意点」の記載はない。

<記載例>

(1)車いす
 (1-2)普通型電動車いす

福祉用具の解説（目的、種類、給付対象となる範囲等）を記載

電動車いすは、自走用標準型車いすを操作することが難しい人が、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。

①自操用標準形、②自操用ハンドル形、③自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるもの。なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて自走用標準型車いす又は介助用標準型に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあること・・・

使用が想定しにくい状態像を認定調査項目及び利用者の心身の状況により選択された選択肢別に記載

使用が想定しにくい状態像

- 歩行：つかまらないでできる
- 短期記憶：できない

【考え方】

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、つかまらないで歩行している場合の使用は想定しにくい。

普通型電動車いすは、主に屋外を効率的かつ安全に移動するために使用する福祉用具である。したがって、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合は、電動車いすの安全な操作方法を習得することは困難と考えられることから、使用は想定しにくい。

福祉用具の特性から使用が想定しにくい要介護度状態区分を記載

使用が想定しにくい要介護度

- 要支援 1・2、要介護 1（※）
- 要介護 5

車いすは、歩けない人や長時間歩くことが困難になった人が利用する福祉用具である。したがって、歩行がつかまらないでできる場合が多い「要支援 1・2」「要介護 1」、重度の認知症状態のため短期記憶等が著しく障害されている場合の多い「要介護 5」での使用は想定しにくい。
 ※例外的な給付については、（参考）要支援・要介護 1 の者に対する福祉用具費与について（P5・6）を参照

<記載例（続き）>

留意点

種目の選定において踏まえるべき点を5つの視点（利用目的、利用者、介護者、住環境、他の福祉用具）から記載

福祉用具の選定について

利用目的

- ・ 車載などに有利な折りたたみや分解ができる軽量型の電動車いすもあるため、用途に合わせた選択が可能である。

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例を記載

医師・リハ専門職等に意見を求めることが望ましい例

- ・ 自走用標準型車いすと同様
- ・ 上肢機能が低下し、安全に操作できない場合

利用者の状態悪化や事故等を防止するための留意点を記載

自立を阻害しないための留意について

- ・ 自走用ハンドル形電動車いすについては、重大製品事故が報告されていることから、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、・・・

重大事故情報や省庁等から発出されている注意喚起を記載

事故防止に関する注意喚起

近年、本種目では重大事故が発生しており、事故防止に関する注意喚起が以下のとおり周知されている。そのため、・・・

<参考情報>

- ・ 厚生労働省「福祉用具の重大事故情報等」
 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html)

1. 要介護度別索引
2. 厚生労働省より発出されている留意事項通知等
3. 事故・ヒヤリハット関連情報

使用が想定しにくい福祉用具

- 【貸与】 自走用標準型車いす
- 【貸与】 普通型電動車いす
- 【貸与】 介助用標準型車いす
- 【貸与】 車いす付属品
- 【貸与】 特殊寝台
- 【貸与】 特殊寝台付属品
- 【貸与】 床ずれ防止用具
- 【貸与】 体位変換器
- 【貸与】 認知症老人徘徊感知機器
- 【貸与】 移動用リフト（浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子を除く。）
- 【貸与】 自動排泄処理装置
- 【購入】 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 【購入】 移動用リフトのつり具の部分（移動用リフトが、浴槽に固定設置し上下方向にのみ移動するリフト、段差解消機、立ち上がり補助椅子の場合は除く）

【考え方】

「要介護1」では、寝返り、起き上がり、歩行、移乗等が、自立又は見守り等によって可能な場合が多く、上記の用具を必要とする場合は想定しにくい。

状態像によっては使用が想定しにくい福祉用具

- ①座位保持：できない
 - 【購入】 腰掛便座
- ②歩行：つかまらないでできる
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ③移動：介助されていない
 - 【購入】 腰掛便座（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含む））
 - 【購入】 簡易浴槽
- ④排尿：介助されていない又は全介助
 - 【購入】 排泄予測支援機器

本日の振り返り

1. ケアプラン点検結果から、福祉用具活用に関するアセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議等の各プロセスの再確認をお願いいたします。
2. ケアマネジメントの実施に係る記録について、モニタリング記録や運営基準プロセスの再確認をお願いいたします。
3. 福祉用具の活用については、福祉用具専門相談員をはじめとした各専門職種との検討による、用具の適用や選定を行いましょう。
4. 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」を活用して、適切な福祉用具活用につなげていきましょう。

引用参考文献一覧

- ・ 「七訂第2版 介護支援専門員実務研修テキスト上巻」介護支援専門員実務研修テキスト作成委員会、一般財団法人 長寿社会開発センター（令和3年11月）
- ・ 「ケアマネジメント原論 高齢者と家族に対する相談の原理と実践方法」岡田進一著、株式会社ワールドプランニング、2015年12月1日
- ・ 平成十一年厚生省令第三十八号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」
- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
- ・ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）
- ・ https://www.city.takaoka.toyama.jp/gyosei/kenko_iryu_fukushi/koreishafukushi_kaigo/2/6/10216.html（富山県高岡市ホームページ令和7年1月15日閲覧）
- ・ 令和5年10月16日介護保険最新情報vol.1178「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
- ・ 介護保険最新情報Vol.959「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日厚生労働省老健局）
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>（厚生労働省ホームページ令和7年1月15日閲覧）
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>（厚生労働省ホームページ令和7年1月15日閲覧）
- ・ 介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関する取りまとめ（令和5年11月8日）
- ・ 第231回社会保障審議会介護給付費分科会資料（令和5年11月16日）資料6
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>（厚生労働省ホームページ令和7年1月15日）閲覧
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000875875.pdf>（厚生労働省ホームページ令和7年1月15日閲覧）
- ・ 「軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて」豊中市福祉部長寿社会政策課令和3年（2021年）7月
- ・ 介護保険最新情報Vol.1296（令和6年8月2日）「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」